参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

令和７年３月31日

参議院共済組合代表者
参議院議長　関口　昌一

改正後

（短期給付）

第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の５までに掲げる給付は、行わない。

（掛金及び負担金の額）

第28条　［表以外の部分　略］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000
短期組合員	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000
任意継続組合員	63.00/1,000	2.00/1,000	12.86/1,000			

２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員については、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「31.50/1,000」とあるのは、「1.09/1,000」とする。

３・４　［略］

改正前

（短期給付）

第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の３までに掲げる給付は、行わない。

（掛金及び負担金の額）

第28条　［同左］

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	29.50/1,000	1.00/1,000	8.32/1,000	29.50/1,000	1.00/1,000	8.32/1,000
短期組合員	29.50/1,000	1.00/1,000	8.32/1,000	29.50/1,000	1.00/1,000	8.32/1,000
任意継続組合員	59.00/1,000	2.00/1,000	16.64/1,000			

２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員については、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「29.50/1,000」とあるのは、「1.24/1,000」とする。

３・４　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。